

市民税非課税世帯の方の申請手続きについて

- ・ 市民税非課税世帯の方は無料で受診いただけます。
事前申請が必要ですので、健診予約専用ダイヤル(TEL 079-559-8400)までお問い合わせください。
 - ・ 受診予定日の 2 週間前までに「健康診査一部負担金免除申請書 兼 課税状況閲覧等承諾書」の提出が必要です。
 - ・ 提出がない場合は、課税状況を確認できないため、料金を徴収させていただきます。受診後の返金はできませんのでご注意ください。
 - ・ 審査の結果、無料とならない場合がありますので、ご了承ください。
- (注)収入がない場合であっても、「収入がない」ことの申告が必要です。申告は税務課市民税係(TEL 079-559-5053)までお願いします。

【令和 6 年 5 月までに申請の方】

本申請は、**令和 5 年度の課税状況(令和 4 年の 1 月から 12 月までの1年間の収入が対象)**によって判断します。
令和 5 年 1 月 1 日以降に三田市に転入された方は、前住所地での非課税証明書(世帯全員分)を提出してください。

【令和 6 年 6 月以降に申請の方】

本申請は、**令和 6 年度の課税状況(令和 5 年の 1 月から 12 月までの1年間の収入が対象)**によって判断します。
令和 6 年 1 月 1 日以降に三田市に転入された方は、前住所地での非課税証明書(世帯全員分)を提出してください。

生活保護世帯の方の申請手続きについて

- ・ 生活保護世帯の方は無料で受診いただけます。事前申請が必要ですので、生活福祉課(TEL 079-559-5074)までお問い合わせください。
- ・ 受診予定日の 2 週間前までに「健康診査一部負担金免除申請書 兼 受診券発行依頼書」の提出が必要です。
- ・ 提出がない場合は、生活保護世帯であることが確認できないため、料金を徴収させていただきます。
- ・ 審査の結果、無料とならない場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 受診後の返金はできませんのでご注意ください。